

さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの事業等

I 安全の確保

基本施策1 食品に関する健康危機管理の強化・充実

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
1 健康危機の未然防止対策	(1) 計画的かつ効率的な監視指導及び収去検査	①市内の食品関係施設への監視指導(年間約56,000件) ②市内における製造又は販売食品の収去検査(年間約1,150検体)
	(2) 正しい知識の普及と啓発	
	① 食中毒警報の発令	食中毒の発生しやすい気象条件が予想される日に食中毒警報を発令(年間約17回)
	② ノロウイルス食中毒注意報の発令	感染性胃腸炎の発生状況等を参考にノロウイルス食中毒注意報を発令(年間約1回)
	③ 事業者向け講習会等の実施	食中毒予防などのための情報提供及び自主的な衛生管理の向上などを目的とした講習会を実施(年間約120回、4,000人)
	④ 市民向け出前講座等の実施	出前講座等で食中毒予防などについて市民に講義(年間約130回、4,700人)
	⑤ 園児等に対する食中毒予防啓発事業の実施	①正しい手洗い・うがいの方法を、歌と踊りで楽しく学べる、保育園児向けの札幌市オリジナル啓発ソング「しろくま忍者の手あらいソング」を制作。(市内保育所、幼稚園・小学校等にCD・DVDを配布) ②給食を食べる前や料理をする前に手を洗うことや衛生的な食品の取扱いや調理方法等、食品衛生について学習した。(保育所等)
	(3) 発生時を想定した模擬訓練等の実施	大規模食中毒や感染症を想定し、関係機関や事業者との連携や迅速な情報発信などの危機管理体制の確認と対応能力の向上を図るためシミュレーション訓練を実施。(年間約1回)
	(4) 食品の安全確保に係わる人材の養成	全国、全道などの研修への参加及び札幌市保健所内部での研修の実施(年間約8回、180人)
2 健康危機の発生時対策	(1) 対人調査と対物調査	食品による健康被害の発生の疑いがある場合に、患者等の調査や原因として疑われる施設や食品の流通過程の調査を行い、健康被害が食品によるものなのか推定した。(年間約500件)
	(2) 被害拡大防止の措置	健康被害の原因食品等が判明した場合は、被害の拡大防止のため、それらの食品等の販売の禁止や、原因施設の営業停止など速やかな措置を講じた。(年間約6件)
	(3) 違反を発見した場合の措置	食品衛生法第6条に違反し、健康被害を発生させた場合、営業停止などの措置をとった。(年間約6件)
	(4) 食中毒や違反食品等の公表	食中毒等の原因施設に対し、営業停止命令等の行政処分を行った場合は、処分内容等を市民に公表した。(年間約6件)
3 健康危機の発生事後対策	(1) 原因施設及び関係者への対策	事故を発生させた施設の営業者等に対して再発防止のために衛生教育を行った。(年間約6件)
	(2) 再発防止のための分析・評価	事故処理完了後は、速やかに処理方法、原因食品、発生要因等について検討し、食品による健康危機管理について今後の対策に反映できるようにした。(年間約13件)

基本施策2 フードチェーンにおける食の安全確保

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
1 市内で生産される農畜産物の安全確保	(1) リサイクル特殊肥料等施用に係るモニタリング調査	生産者や学校給食フードリサイクル事業等で使用されているリサイクル堆肥の土壌及び作物への影響調査を行った。
	(2) 農薬の適正使用に関する普及推進	生産者に対して、農薬の安全使用等について情報提供を行った。
	(3) 家畜伝染病対策に対する指導の徹底	北海道と連携して発生予防巡回指導等を行い、各種伝染病の感染状況等を把握するとともに、防疫思想の普及啓発を図った。
	(4) 畜舎衛生対策	北海道と連携して巡回パトロール等を行い、適正な管理の指導・助言を行った。
2 製造・加工、流通及び販売における食の安全確保	(1) 科学的で効率的な監視指導	
	① 食品製造施設における監視指導の強化	食品製造施設における監視指導を強化し、衛生状況の改善及び自主管理の向上を図った。(年間約2,500件)
	② 札幌市中央卸売市場における監視指導	有毒な魚介類・きのこ・山菜等の排除などを目的とした監視指導及び市場に流通する食品の試験検査の実施(年間延べ監視指導件数約10,000件)
	③ 食品の種類別の対策	取り扱う食品の種類や施設の衛生状況などに応じて、重点的に監視指導を行った。(年間延べ監視指導件数約14,000件)
	④ 食中毒防止対策	カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策のため、これらについて重点的に監視指導を行った。(年間延べ監視指導件数約18,700件)
	⑤ 適正表示対策	①食品表示が適切かを立入検査時に確認。また、アレルギー表示や遺伝子組換え食品、食品添加物などについては、収去検査にて確認(年間約552件) また、JAS法など他法令については関係機関と連携して対応した。 ②栄養表示基準や特別用途食品の表示、健康保持増進効果の虚偽・誇大表示等に対する相談・指導(年間約70件)
	(2) 収去(抜き取り)検査の充実・強化	
	① 収去検査の実施	I-1-1-(1)参照
	② 輸入食品の検査の実施	輸入された札幌市内に流通する食品等を流通状況などを考慮して検査。(年間平均約240検体)
	③ 食品衛生検査施設の業務管理の充実	検査施設における検査の信頼性を確保するため、試験品の取扱いや各検査の記録等に関する内部点検や精度管理を実施
	④ 試験検査法の開発と改良	①衛生研究所において、検査法の改良や新たな項目を追加し、標準作業書(SOP)の新規作成や改訂を実施 ②市場検査所において、検査法の改良等による標準作業書(SOP)の改定を実施
	(3) 臨時営業に関する相談対応	臨時営業における食品の安全を確保するために、監視指導を行った。
	(4) 食の安全に関する市民相談への対応	市民から寄せられる食品の表示や異物混入、施設の衛生管理等に関する相談を受け、当該食品や関係施設の調査の実施及び改善などの指導(年間約2,800件)

基本施策3 事業者の自主的取組の促進

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
1 事業者の自主的取組への支援	(1) 監視指導を通じた自主管理の推進	講習会や監視指導を通じて、記録の作成等自主的な衛生管理の推進を図った。また、規格基準が定められた食品を製造する事業者に自主検査の報告をさせた。(年間約40件)
	(2) 自主回収に係る対応	平成25年度から、事業者が自主回収を行った場合、札幌市への報告を義務付けた。(自主回収報告制度)
	(3) さっぽろ食の安全・安心推進協定	さっぽろ食の安全・安心推進協定事業として、札幌市と食品事業者、食品関連団体等との間で協定を結び、連携・協働して食の安全・安心についての取組を推進した。
	(4) 食品衛生優良施設等の表彰	食品関係施設の①札幌市保健所長表彰(年間約60施設)及び②市長表彰(年間約40施設)を実施
	(5) 自主管理制度の普及強化	札幌市食品衛生管理認定制度として、HACCPの考え方を取り入れ一定水準以上の衛生管理を行っている施設を認定した。(年間約10施設)
	(6) 中小企業の経営基盤強化への支援	本市の指定法人である(一財)さっぽろ産業振興財団所管の「札幌中小企業支援センター」が、融資、創業、経営革新等の経営相談を受け付け、アドバイスや融資あっせん等を行った。(年間約5,500件)
2 札幌市の施設における自主管理の推進	(1) 学校・保育所における給食の安全確保	①保育所給食の安全確保に向け、保育所では「札幌市保育所給食管理運営指針」に基づいて衛生面に配慮した調理を行っているほか、保育所給食に使用する食材の安全で安心な食材選定や納品時の検収体制の強化に努め、保育所職員等への定期的な研修を実施した。また、食品中の放射性物質の検査結果等の情報を保育所等に提供した。 ②給食の安全確保に向け、学校では「札幌市学校給食衛生管理マニュアル」に基づいて衛生面に配慮した調理を行っているほか、調理従事者等への定期的な研修を実施した。
	(2) 食物アレルギーへの対応	①保育所等では、食物アレルギーを有する児童に対し、「札幌市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全安心な食物アレルギー対応食の提供を行ったほか、保育所職員等への定期的な研修会を開催した。また、保育所を対象とし、毎年「食物アレルギー実態調査」を行い、食物アレルギーを有する児童の実態把握に努め、調査結果を基礎データとして施策に活用。 ②「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、食物アレルギーのある児童生徒に対し除去食提供等の対応を実施した。
	(3) 中央卸売市場における食の安全確保	①場内関係業者(卸売会社、仲卸会社等)に対して講習会を実施し、食の安全確保に関する知識の伝達および意識の向上を図った。 ②場内事業者(卸・仲卸)に対して品質管理マニュアルを整備させ、市場の「食」の安全・安心を徹底させた。

さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの事業等

II 安心と魅力の創出

基本施策1 食の安全に関する相互理解

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
1 情報の発信	(1) ホームページや情報誌等による情報提供	ホームページにおいて食中毒発生状況や自主回収の報告などに食品衛生に関することについて幅広く公開している。また「キッチンメール」などの啓発物にて紙面媒体を用いた情報提供を行った。(年間約13,000部)
	(2) 事業者等との連携による情報提供	食品衛生情報誌等民間発信拠点として、協定締結事業者等の協力を得ながら食品衛生情報誌等を市民に身近な場所から配布し、認知向上を図った。
	(3) 展示、イベント等による情報提供	①【消費者センター展示コーナー】 消費者センターの展示コーナーにおいて、商品選択に必要な知識や暮らしに役立つ知識の普及と啓発を行った。(年間約12,000人) ②【食の安全・安心関係イベント】 食の安全安心に関するさまざまな情報の提供を通じて、より多くの市民(消費者)や事業者に食の安全・安心についての関心を高めた。(H22、23、25実施 1回約25,000人) ③【市場の展示室】 開かれた市場づくりの取組の一環として、市場見学者用の展示室を整備・活用し、市場の歴史や安全にむけた取組などを知ってもらった。(年間約5,000人)
	(4) 給食等における情報提供	①【給食時間やクッキング等を通じた食品衛生等に関する指導】・【食育講座】 保育所等において、児童が食べる前や料理前に手を洗うことや衛生的な食品の取扱いや調理方法等、食品衛生について学んだり、児童や保護者等に対し、食中毒や感染症の予防、食品衛生についての食育講座を実施した。 ②【学校給食】 給食時間等に食品の衛生的な取扱いについて学習したり、「給食だより」による情報提供を実施
2 事業者の取組の可視化と食の安全に関する意見交換	(1) 事業者の自主的な取組の可視化	さっぽろ食の安全・安心推進協定を締結した事業者やそのマイルール等をHP、ガイドブックで広報することにより、食の安全や信頼確保に関する事業者の自主的な取組を市民にわかりやすく示した。(年間約5,000部)
	(2) 意見交換会の開催	【さっぽろ食の安全・安心市民交流事業】 市民が農場や工場を見学し、食品関連事業者と情報や意見の交換し、相互理解を深めた。(年間約2回)
	(3) 市民意見の聴取と施策への反映	【監視指導計画策定時のパブリックコメントの実施】 札幌市の食品衛生に関する単年度計画を策定する際に、パブリックコメントを実施することにより市民意見の反映に努めた。 【市民アンケートの実施】 無作為抽出した市民から食の安全・安心に関するアンケートを実施 ・食品中の放射性物質について(H24) (発送1万通 回収率47.4%) ・食の安全・安心について(H26)

基本施策2 食の安全確保に協力する市民の拡大

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
1 学習の推進 と人づくり	(1) 市民向け出前講座等の実施(再掲)	I-1-1-(2)-④参照
	(2) 消費生活セミナー等の実施	消費生活に関する基礎的な知識を総合的に学ぶ消費生活セミナーの一環として、市民を対象とした食品表示に関わるシリーズ講座を実施した。(年間約7回、240人)
	(3) 食の安全・安心モニター制度	【さっぽろ食の安全・安心モニター事業】 札幌市から委嘱された市民モニターが、食品の表示や利用した店舗の衛生状態などについて調査・報告し、併せて食の安全・安心についての情報や意見を提出(30人/年)
	(4) 学習意欲を高める仕組み作り	II-1-1-(3)、 II-2-2-(3)参照
2 子ども・若年 層への啓発	(1) 園児等に対する食中毒予防啓発事業の実施(再掲)	I-1-1-(2)-⑤参照
	(2) 給食等における情報提供(再掲)	II-1-1-(4)参照
	(3) 子ども向け体験学習会の開催	【さっぽろ子ども食品Gメン体験事業】 小学生が札幌市中央卸売市場やスーパーを訪れ、食品衛生監視員の仕事を体験しながら、食の安全について知識・理解を深めた。(2回/年)
	(4) 学生との連携による事業実施	市内大学と連携し、食育モニターとして登録している市内大学生を食の安全・安心モニターとして活用(II-2-1-(3)参照)

基本施策3 地産地消の推進及び環境への配慮

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
1 地産地消の推進	(1) 「さっぽろとれたてっこ」及び「さっぽろ圏地産地消」の推進	「さっぽろとれたてっこ認証制度」の普及を図った。また、札幌広域圏の8市町村と農業団体の連携により石狩管内の農畜産物のPR等を行った。
	(2) 意見交換会の開催(再掲)	Ⅱ-1-2-(2)参照
	(3) 地産地消を進める事業者への支援	Ⅱ-1-2-(1)参照
	(4) 給食等における情報提供	保育所給食や給食食材を活用した味わうことや見る等の体験や野菜栽培、収穫、クッキング(調理)体験を通じて地産地消の野菜などについて学ぶ機会を増やし、農業や農産物に関する理解を促し食育の充実を図った。また、給食において、四季や気候風土に合った地産地消食材を使用したり、行事食や郷土食の取組を通じ、情報を発信した。
2 環境への配慮	(1) 資源の有効活用及び食品廃棄物の発生抑制	①Ⅰ-1-1-(1)参照 ②落ち葉や生ゴミを原料とした資材などを活用した堆肥の利用や化学肥料の使用を減らす技術の普及を生産者に対し進めた。 ③食品残渣等の効率的な収集・運搬体制の整備を進めた。
	(2) 土壌診断等による環境保全型農業の推進	生産者からの依頼に応じて土壌分析を行い、分析結果を基に土壌診断処方箋を作成し技術指導を行った。
	(3) 環境に配慮する事業者への支援	①Ⅱ-1-2-(1)参照 ②ごみ減量など事業者の先進的な取組みの紹介、普及を行った。
	(4) ホームページや情報誌等による情報提供(再掲)	Ⅱ-1-1-(1)参照
	(5) さっぽろ学校給食フードリサイクル	学校における食育・環境教育の一環として、給食調理の過程で出る調理のくずや生ごみを堆肥化し、生産者がその堆肥を利用して作物を栽培し、その作物を給食の食材に利用するフードリサイクルの取組を継続

基本施策4 災害等への備えを通じた安心の創出

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
-	(1) 札幌市による食料等の確保	それまでの避難場所避難者数に応じた備蓄(110,700食)から、発災直後の最大食糧需要133,000人の2食分(266,000食)に増強した。
	(2) 市民、事業者自らの防災対策の推進	札幌市地域防災計画に基づき、家庭や企業における食料や飲料水の備蓄推進のため、各種パンフレット、ホームページ、DVD、出前講座等による防災意識の普及啓発を行った。
	(3) ホームページや情報誌等による情報提供(再掲)	Ⅱ-1-1-(1)参照

基本施策5 食産業・観光への寄与

施策の展開	事業等名称	具体的事業等実施内容
-	(1) 市内施策を視野に入れた食のブランド力向上	①【食の安全・安心おもてなし推進事業】 市内飲食店、宿泊施設等のアレルギー表示や栄養成分表示、禁煙、バリアフリーなど、各分野ごとの取組を「食のおもてなし」として認定し、市民に情報提供を行う。(H26事業予定)
	(2) 地元企業との連携・協働	さっぽろ食の安全・安心推進協定締結事業者と食の安全・安心関係イベント、市民交流事業、食品Gメン体験事業を連携して実施し、協働した。 Ⅱ-1-1-(3)-②、Ⅱ-1-2-(2)、(3)参照
	(3) 効果的な広報	①札幌市の広報媒体を活用して効果的に発信し、市民への認知度を高めた。 ②Ⅱ-1-1-(3)参照(再掲) ③北海道さっぽろ観光案内所(札幌駅構内)やイベント会場内(大通公園)での各種配布物の設置